

文責：上杉哲郎
保存期間：平成19年12月31日
公開可

環境アセスメント学会 制度研究部会第10回定例会 議事概要

1. 日時：平成19年6月8日（金）19：00～
2. 場所：環境省第1会議室（中央合同庁舎5号館、22階）
3. テーマ：農業農村整備における環境対策の現状と課題について
4. 話題提供者：農林水産省農村振興局設計課 坂井康宏
5. 参加者：15名（会員11名、非会員4名）

6. 概要

農業農村整備に関する農林水産省の施策における環境対策の現状と今後の課題等について、話題提供者より報告が行われた。

農業農村整備の政策の流れ等について

- ・ 農業農村整備事業の体系は、農業生産基盤整備（水田や畑、用水・排水施設の整備）、農村整備（農道や農村環境の整備）、農地等保全管理（施設の維持管理等）の3本柱からなっている。
- ・ 農業農村整備事業は、時代の流れの中で要請に対応して変遷してきた。昭和35年までは食糧増産の時代であった。農業基本法（昭和36）以降は生産性向上の時代として、水田の区画整理事業などが進められた。昭和40年頃からは、農山村の環境整備も加わってきた。
- ・ 新政策（平成4）からは、構造政策の推進、集積化の流れが強まった。
- ・ 平成11年の新基本法により、食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村振興、多面的機能発揮の4つの命題が掲げられた。景観、水質、生態系なども含めた配慮が必要となってきた。

農業農村の環境配慮に関連する施策

- ・ 田園環境整備マスタープランは、農村地域の環境保全について市町村が策定する基本計画で、環境創造区域と環境配慮区域を定め、区域毎に整備の方針等を決める。
- ・ 土地改良長期計画（平成15）では、アウトカム目標として、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の保全も掲げられた。
- ・ 生態系配慮の技術指針、景観配慮の手引きなども出されている。
- ・ 地区事例として、コウノトリの野生復帰を目指している例（兵庫県豊岡市）、魚のゆりかご水田プロジェクトを行っている例（滋賀県）、排水路工事で水制工による瀬・淵の形成等を試みた例（安曇野）、散居村集落の平野を活かした排水路

整備（岩手いさわ南部地区）など、各地で様々な取り組みが行われている。

- ・ 3面張りの水路を魚が住めるように石をひくなどの配慮が大事だが、特に施設などの維持管理が大変な側面もあることから、地域住民との連携をいかに築くかについてワークショップを行う等の取り組みもある。

農地・水・環境保全向上対策の導入

- ・ 農村地域の資源（農地・農業用水・ため池など）は、様々な機能や恩恵をもたらしてきた重要なもので、草刈りや水路の泥上げなどの地道な地域の共同管理によって維持されてきた。しかし近年は、過疎化、高齢化の進行等によって、地域の共同活動の継続が困難になってきている。
- ・ 土地改良区などが管理する規模の大きな水路等でなく、地域の人々の協力により維持されているような農地周りの施設の保全管理を適切に行うとともに、これらを基盤に形成されている農村環境の保全と質的向上を目的とした対策として、農地・水・環境保全向上対策が平成19年度から本格導入される。
- ・ この対策においては、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参加する活動組織を作り、地域が一体となって取り組む共同活動を促進していく。
- ・ 共同活動のガイドラインである活動指針は、取り組みが必須となる基礎部分と、内容に応じて選択する誘導部分の組み合わせから成っている。実際に地域で実施しようとする内容について活動組織において「活動計画」を作成することになる。
- ・ 共同活動に加えて、化学合成農薬、化学肥料を5割以上削減する先進的な営農活動にまとまって取り組む場合には、さらに営農活動への支援もある。

7. 質疑応答及び意見交換

様々な内容について活発に議論が行われた。概要は次のとおり。

農地・水・環境保全向上対策と、田園環境整備マスタープランとの関係は？

- ・ マスタープランが作成されている地域でないと、向上対策による助成金が受けられないということではないが、地域の環境保全の方向性として当然ベースとなるものであり、作成されていることがほぼ前提と捉えてよいもの。

なぜ農地・水・環境保全向上対策事業は5カ年というスパンなのか？

- ・ 施策を講ずる際は一般に期間を設定。本対策は5年目に対策期間中の評価を行い、更なる対策が必要かどうかも含めて検討する予定。

やり方・取り組みの事例紹介や、その評価等はどのように行われるのか。

- ・ 地域ごとに特性に応じた工夫がされることが基本である。どの取り組みが実際に良かったかという評価はこれから考えていくべき部分であるが、第三者委員会を設置して議論していただくような形がありうるのではない

かと考えている。

このような環境に配慮した取り組みが行われていることはとても望ましいことで、そこで生産された農産物を安全・安心という面からより消費者にPR等できないか。

- ・ コウノトリ保全に取り組む地区で採れたお米がブランド化されるなど、付加価値を高めるといった観点は積極的に今後よりやっていけるところではないかと考える。

地域で取り組む活動内容について、合意形成はどのように行われるのか。

- ・ それぞれの地域で活動組織を立ち上げて、その中で話し合って計画を作っていたことになっている。

取り組みの情報交換が大事ではないか。

- ・ 平成18年度はモデル事業として600地区で実施された。中心的に取り組む人材の育成が重要という面からコーディネーター研修なども実施したり、地元の取り組み状況等について地方マスコミを通じた広報をこまめに行うなど、情報・広報関係は重要と考えている部分である。

その他

- ・ 今後5年間の取り組みで、全国で相当数の取り組みが実施されていくことを見込んでいる。農振地域の半分ぐらいで実施されるようになることを目指したいが、水田は共同作業を行ってきた歴史がありベースが出来ているが、畑地・草地は維持管理の形が異なっていること等もあり、より重点的に進めていくことが必要かと感じている。
- ・ 農政の課題の中では、担い手による効率的な営農を実現する一方、農地・農業用水の保全は担い手だけではできないことから、これらを両立していくことが求められている。今回の農地・水・環境保全向上対策は、品目横断的経営安定対策と両輪をなす施策といえるだろう。
- ・ 保全という守りだけでなく、向上という前向きに進めていきたいことが込められた施策である。